

山形県新型コロナ対策認証制度

- 山形県では、飲食店等が取り組む感染対策を認証する制度を始めます。
- 施設で実際に取組状況を確認し、県が作成した認証基準を満たした店舗に認証ステッカーを交付します。
- 認証店は県ホームページに掲載し、利用を呼びかけていきます。

対象事業者：飲食店や飲食部門をもつ宿泊施設など感染症対策に取り組む事業者

認証までの流れ

申請受付

- やまがた e 申請(オンライン)で受付
- 申請書を郵送又は FAX で送付

施設確認

- チェックリストによる施設確認

- ◇ 業種別ガイドラインを参考として感染予防対策の基準(認証基準)を定めました。(ホームページで確認できます。)
- ◇ 認証にあたっては、該当する項目を全てクリアすることが条件となります。
- ◇ 申請時にできていなくても、クリアできるようアドバイスしていきます。
- ◇ 認証に必要な設備の整備費用に補助金を活用できます。

認証

- 認証ステッカーを交付
- 県ホームページで認証店のリストを公表



- 施設確認の際は、事前に連絡してから伺います。
- 認証後、感染予防対策が基準どおりに実施されていないことが確認された場合は、認証を取り消すことがあります。

詳しくは
県ホームページで
ご確認ください。



【問合せ先】山形県防災くらし安心部 新型コロナ対策認証課（令和3年4月26日新設）

TEL023(630)2830 FAX023(624)8058